神奈川県産業・業務部門脱炭素推進事業費補助金交付要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、産業・業務部門における脱炭素化を推進するため、第３条に掲げる事業に要する経費に対し、神奈川県（以下「県」という。）が予算の範囲内で補助金を交付することについて、補助金の交付等に関する規則（昭和 45 年神奈川県規則第 41 号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号の定めるところによる。

(1) 自家消費型再生可能エネルギー発電設備

再生可能エネルギー源（太陽光、風力、水力、地熱、バイオマス（動植物に由来する有機物であってエネルギー源として利用することができるもの））を利用する発電設備から得たエネルギーを、特定の施設に供給し、供給された施設で消費することを目的とする設備をいう。

(2) バーチャルパワープラント（以下「ＶＰＰ」という。）

再生可能エネルギー発電設備、蓄電池等のエネルギー設備を高度なエネルギーマネジメントにより統合的に制御することで、仮想的に発電所のように機能させ、電力の需給調整に活用できるよう構成されたものをいう。

(3) リース

契約の名称にかかわらず、補助対象設備等の貸主が、当該設備等の借主に対し、当事者間で合意した期間にわたり当該設備等を使用する権利を与え、借主は、当該設備等の使用料を貸主に支払う契約であって、契約期間中の中途解約が原則禁止されているものをいう。

(4) 割賦

補助対象設備等の所有者である売主が、当該設備等の買主に対し、当事者間で合意した期間にわたり月賦、年賦その他の方法により分割して当該設備等の販売代金を買主から受領し、かつ、当該代金の全部の支払の義務が履行される時まで当該設備等の所有権が売主に留保されることを条件に、当該設備等を販売することをいう。

(5) 中小企業等

次の各号のいずれかに該当する者をいう。

ア　中小企業者（中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第２条第１項に規定する中小企業者をいう。以下同じ。）であって、次に掲げる要件のいずれかに該当するものを除いたもの

(ｱ) 同一の大企業（中小企業者以外の者をいう。以下同じ。）が当該中小企業者の発行済み株式の総数又は出資金額の総額の２分の１以上を所有していること。

(ｲ) 大企業が当該中小企業者の発行済み株式の総数又は出資金額の総額の３分の２以上を所有していること。

(ｳ) 大企業の役員又は職員が、当該中小企業者の役員の総数の２分の１以上を兼務していること。

イ　学校法人

ウ　一般社団法人、一般財団法人、公益社団法人、公益財団法人及び特定非営利活動法人

エ　医療法人

オ　社会福祉法人

カ　中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）第３条第１項に規定する中小企業団体

キ　アからカに掲げる者に準ずるものとして知事が適当と認める者

(6) かながわ脱炭素チャレンジ中小企業認証制度

脱炭素化に向けて、自主的かつ計画的に取組を進めようとする事業者を県が認証、周知等することにより、県内の中小企業等の脱炭素化の取組を後押しする制度をいう。

(7) かながわ脱炭素チャレンジャー

かながわ脱炭素チャレンジ中小企業認証制度において、認証書の交付を受けた事業者をいう。

(8) かながわ再エネ電力利用応援プロジェクト

小売電気事業者が提供する一定の要件を満たした再生可能エネルギー電力プランを広く周知するとともに、積極的に当該電力への切替えを行った県内事業者等に県がかながわ再エネ電力利用事業者認定証を交付し、公表する制度をいう。

(9) かながわ再エネ電力利用認定事業者

かながわ再エネ電力利用応援プロジェクトにおいて、再生可能エネルギーによって発電された電力を利用していることを県に報告し、かながわ再エネ電力利用事業者認定証の交付を受けた県内事業者等をいう。

（補助事業）

第３条　補助の対象とする事業（以下「補助事業」という。）は、次のとおりとする。補助事業の範囲は別表１から別表３に定める。

(1) 自家消費型再生可能エネルギー発電設備等を設置する事業（これに対し県が交付する補助金を「神奈川県自家消費型再生可能エネルギー導入費補助金」という。）

(2) 省エネルギー対策に資する設備を導入する事業（これに対し県が交付する補助金を「神奈川県中小企業省エネルギー設備導入費等補助金」という。）

(3) ＶＰＰを形成する事業（これに対し県が交付する補助金を「神奈川県ＶＰＰ形成促進事業費補助金」という。）

２　前項の補助事業を行う者（以下「補助事業者」という。）は別表１から別表３に定める要件及び次の各号に掲げる全ての要件を満たさなければならない。

(1) 過去２年以内に銀行取引停止処分を受けていないこと。

(2) 過去６か月以内に不渡手形又は不渡小切手を出していないこと。

(3) 次の申立てがなされていないこと。

ア　破産法（平成16年法律第75号）第18条又は第19条に基づく破産手続開始の申立て

イ　会社更生法（平成14年法律第154号）第17条に基づく更生手続開始の申立て

ウ　民事再生法（平成11年法律第225号）第21条に基づく再生手続開始の申立て

(4) 債務不履行により、所有する資産に対し、仮差押命令、差押命令、保全差押又は競売開始決定がなされていないこと。

(5) 補助事業を円滑に遂行できる安定的かつ健全な財政能力を有すること（債務超過の状況にないこと。）。

(6) 県税その他の租税を滞納していないこと。

(7) 神奈川県が措置する指名停止期間中の者でないこと。

(8) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の４の規定に該当する者でないこと。

(9) 当該年度内に、同一の設置場所において、同一の補助金の交付申請をしていないこと。

(10) 当該年度内に、同一の補助事業において、県の他の補助金の交付申請をしていないこと。

（補助額の算出方法等）

第４条　補助額は、当該補助事業に要する経費のうち、別表１から別表３に定める経費（以下「補助対象経費」という。）に対して、別表１から別表３に定める方法で算出するものとする。ただし、補助額と国等の補助金その他の名称を問わず国等からの給付と知事が認めるものの合計額が補助対象経費を超えないこととする。

２　前項の補助対象経費に消費税及び地方消費税は含まない。

３　第１項の規定により算出した補助額に千円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。

（利益等の排除）

第５条　補助対象経費の中に補助事業者の自社調達又は財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和38年11月27日大蔵省令第59号）第８条に規定する関係会社からの調達（工事等を含む。）がある場合は、次のとおり、補助対象経費から利益等相当分の

排除を行うものとする。

２　補助事業者が次の各号のいずれかの関係にある会社から調達を受ける場合（他の会社を経由した場合、いわゆる下請会社の場合も含む。）は、利益等排除の対象とする。

(1) 補助事業者自身

(2) 100パーセント同一の資本に属するグループ企業

(3) 補助事業者の関係会社（前号を除く。）

３　利益等排除の方法は次のとおりとする。

(1) 補助事業者の自社調達の場合

原価をもって補助対象経費の金額を算出するものとする。この場合の原価とは、当該調達品の製造原価をいう。

(2) 100パーセント同一の資本に属するグループ企業からの調達の場合

取引価格が当該調達品の製造原価以内であると証明できる場合は、取引価格をもって補助対象経費の金額を算出するものとする。これによりがたい場合は、調達先の直近年度の決算報告（単独の損益計算書）における売上高に対する売上総利益の割合（マイナスの場合は０とする。）をもって取引価格から利益相当額の排除を行う。

(3) 補助事業者の関係会社からの調達の場合（前号の場合を除く。）

取引価格が製造原価と当該調達品に対する経費等の販売費及び一般管理費との合計以内であると証明できる場合、取引価格をもって補助対象経費の金額を算出するものとする。これによりがたい場合は、調達先の直近年度の決算報告（単独の損益計算書）における売上高に対する営業利益の割合（マイナスの場合は０とする。）をもって取引価格から利益相当額の排除を行う。

（交付申請の書類）

第６条　補助金の交付の申請をしようとする者は、別表１から別表３に掲げる書類を知事が別に定める期日までに提出しなければならない。

（交付又は不交付の決定の通知）

第７条　規則第４条の規定による交付又は不交付の決定は、別表１から別表３に定める様式により通知するものとする。

（交付の条件）

第８条　規則第５条の規定による条件は、次のとおりとする。

(1) 補助事業の内容の変更をしようとする場合は、速やかに知事の承認を受けなければならない。ただし、以下のアからウに掲げる軽微な変更についてはこの限りでない。

ア　第３条第１項第１号の補助事業については、交付決定額にその 20 パーセントを超える影響を及ぼすことがない変更及びかながわ脱炭素チャレンジ中小企業認証制度

の認証結果による変更

イ　第３条第１項第２号の補助事業については、交付決定額にその 20 パーセントを超える影響を及ぼすことがない変更、かながわ再エネ電力利用応援プロジェクトの認定結果による変更及びかながわ脱炭素チャレンジ中小企業認証制度の認証結果による変更

ウ　第３条第１項第３号の補助事業については、交付決定額にその２分の１を超える影響を及ぼすことがない変更

⑵ 補助事業を中止し、又は廃止しようとする場合は、速やかに知事の承認を受けなければならない。

⑶ 補助事業が事業完了予定日までに完了する見込みのない場合若しくは完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに知事に報告し、その指示を受けなければならない。

⑷ 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産は、補助事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって適正に管理するとともに、補助金の交付の目的に従ってその効率的な運用を図らなければならない。

（変更の申請等）

第９条　前条第１号の規定により知事の承認を受けようとする場合は､別表１から別表３に定める様式を知事に提出しなければならない。

２　知事は、前項の規定による書類の提出があった場合において、その内容を審査した上で、別表１から別表３に定める様式により通知するものとする。ただし、変更を承認する場合でも、第７条の規定により通知した交付決定額を増額することはできないものとする。

３　前条第２号の規定により知事の承認を受けようとする場合は､別表１から別表３に定める様式を知事に提出しなければならない。

４　知事は、前項の規定による書類の提出があった場合において、その内容を審査した上で、別表１から別表３に定める様式により通知するものとする。

（申請の取下げのできる期間）

第10条　規則第７条第１項の規定により申請の取下げのできる期間は、交付の決定の通知を受理した日から起算して10日を経過した日までとする。

２　前項の規定は、第９条の変更の承認の申請について準用する。この場合において、前項中「交付の決定の通知」とあるのは、「変更の承認の通知」と読み替えるものとする。

（補助事業の実施）

第 11 条　補助事業は、規則第４条の規定による交付決定を受けた以降に着手しなければな

らない。補助事業の着手の日は、別表１から別表３に定めるとおりとする。
２　補助事業者は、知事が別に定める期日までに補助事業を完了しなければならない。補助事業の完了の日は、別表１から別表３に定めるとおりとする。

（状況報告及び調査）
第 12 条　規則第 10 条の規定による状況報告は、別表１から別表３に定める様式により、知事が別に定める期日までに行わなければならない。ただし、同期日までに第 13 条に規定する実績報告を行った場合は、この限りでない。
２　前項の規定にかかわらず、知事は、必要に応じて補助事業者から補助事業の遂行の状況の報告を求め、又は調査することができる。

（実績報告）
第13条　規則第12条の規定による実績報告は、別表１から別表３に掲げる書類により、知事が別に定める期日までに行わなければならない。
２　前項に規定する実績報告は、やむを得ない理由によりその提出が遅延する場合には、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。
３　知事は実績報告書の内容審査の結果、必要であると認めるときは補助事業者に対して補助事業に関し報告を求め、補助事業者の事業所等に立ち入り、帳簿書類その他物件を調査し、又は関係者に質問をすることができる。
４　補助事業者は、前項の規定による報告の聴取、事業所等への立入り、物件の調査又は関係者への質問を受けたときは、これに応じなければならない。

（補助金の額の確定及び支払）
第14条　規則第13条の規定により交付すべき補助金の額を確定したときは、第７条又は第９条の規定により通知した交付決定額と当該確定額が相違する場合に限り、別表１から別表３に定める様式により補助事業者に対し通知するものとする。ただし、当該確定額は第７条又は第９条の規定により通知した交付決定額を超えることはできないものとする。
２　この補助金は、交付すべき補助金の額を確定した後に精算交付するものとする。

（決定の取消し）
第15条　知事は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。
(1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
(2) 補助金を他の用途に使用したとき。
(3) 補助金の交付の決定の内容若しくはこれに付した条件又は法令若しくはこれに基づく

知事の指示若しくは命令に違反したとき。

(4) 補助事業の実施に関して不正、怠慢その他不適当な行為を行ったとき。

（補助金の返還）

第16条　補助事業者は、前条の規定による処分に関し、補助金の返還を命ぜられたときは、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額）につき年10.95パーセントの割合で計算した加算金を県に納付しなければならない。

２　補助事業者は、補助金の返還を命ぜられ、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額）につき年10.95パーセントの割合で計算した延滞金を県に納付しなければならない。

（財産の処分の制限）

第17条　補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産を知事の承認を受けないで、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取り壊し、又は廃棄（以下「処分」という。）してはならない。

２　規則第17条ただし書きの規定により知事が定める期間（以下「処分制限期間」という。）並びに同条第２号及び第３号の規定により知事が定める財産の種類は、別表１から別表３に定めるとおりとする。

３　補助事業者は、処分制限期間の間に、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産を処分しようとする場合は、あらかじめ別表１から別表３に定める様式を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

４　知事は、前項の規定による書類の提出があった場合において、その内容を審査した上で、別表１から別表３に定める様式により通知するものとする。

５　知事は内容審査の結果、必要であると認めるときは補助事業者に対して補助事業に関し報告を求め、補助事業者の事業所等に立ち入り、帳簿書類その他物件を調査し、又は関係者に質問をすることができる。

６　補助事業者は、前項の規定による報告の聴取、事業所等への立入り、物件の調査又は関係者への質問を受けたときは、これに応じなければならない。

７　知事は、第３項の規定により財産処分等を承認するときに、必要であると認める場合には、補助金の全部又は一部に相当する金額の納付を請求するものとする。

８　補助事業者は、前項の規定による補助金の全部又は一部に相当する金額の請求を受けたときは、これを県に納付しなければならない。

（書類の整備等）

第18条　補助事業者は、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出についての証拠書類を整備保管しておかなければならない。

２　前項に規定する帳簿及び証拠書類（以下「証拠書類等」という。）は、当該補助事業の完了の日の属する県の会計年度の翌年度から10年間又は第17条に定める処分制限期間のいずれか長い期間が経過するまで保存しなければならない。

３　補助事業者が法人その他の団体である場合で、前項に規定する証拠書類等の保存期間が満了しない間に当該団体が解散するときは、その権利義務を承継する者（権利義務を承継する者がいない場合は知事）に当該証拠書類等を引き継がなければならない。

（届出事項）

第19条　補助事業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに文書をもってその旨を知事に届け出なければならない。

(1) 個人にあっては、住所又は氏名を変更したとき。

(2) 法人その他の団体にあっては、所在地、名称又は代表者を変更したとき。

（暴力団排除）

第20条　神奈川県暴力団排除条例（平成22年神奈川県条例第75号）第10条の規定に基づき、次の各号のいずれかに該当する者が補助事業者に含まれる場合には、補助金交付の対象としない。

(1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号。以下この項において「法」という。）第２条第２号に規定する暴力団

(2) 法第２条第６号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）

(3) 法人その他の団体にあっては、代表者又は役員のうちに暴力団員に該当する者があるもの。

２　知事は、交付の申請を受けたとき又は交付の決定をした以降に、補助事業者が前項各号のいずれかに該当するか否かを神奈川県警察本部長に対して照会することができる。補助事業者は、知事が当該照会を行うことについて、あらかじめ当該個人情報の本人の同意を得るものとする。

３　知事は、交付決定を受けた補助事業者が、第１項に該当すると判明したときは、交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

４　前項の規定による取消しをした場合は、第16条を準用する。

（調査事項等）

第21条　補助事業者は、別表１及び別表３に定める県への協力事項に協力し、別表２に定める県の調査事項等へ応じなければならない。

２　知事は、前項の規定により補助事業者から報告された内容及び補助事業の結果につい

て、インターネットの利用その他の方法により公表することができる。

（その他）

第22条　この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附　則

１　この要綱は、令和６年４月１日から施行する。

２　令和５年度にかながわスマートエネルギー計画推進事業費補助金交付要綱に基づき交付決定を受けたものについては、当該要綱に従うものとする。

附　則

この要綱は、令和６年10月17日から施行する。

附　則

１　この要綱は、令和７年４月１日から施行する。

２　令和６年度に神奈川県産業・業務部門脱炭素推進事業費補助金交付要綱に基づき交付決定を受けたものについては、なお従前の例による。

別表１　第３条第１項第１号に規定する補助金（神奈川県自家消費型再生可能エネルギー導入費補助金）

<table>
<tr><td>１　定義</td><td>別表１において、次に掲げる用語の定義は、以下に定めるところによる。
(1) 蓄電システム
自家消費型再生可能エネルギー発電設備によって発電した電力を優先的に蓄電し、当該発電設備により発電された電力の自家消費率の向上に資する設備をいう。
(2) 電力販売
発電事業者が費用負担して自家消費型再生可能エネルギー発電設備を設置・所有し、当該発電設備で発電された電気を消費する者に販売するものをいう。
(3) ソーラーローン
契約の名称にかかわらず、ローン契約により、自家消費型再生可能エネルギー発電設備を設置する費用を、第三者が立替て直接施工事業者に支払うものをいう。
(4) リース等
リース、割賦、電力販売又はソーラーローンをいう。
(5) リース等事業者
リース等契約に基づき、設備のリース等を行う者をいう。
(6) リース等使用者
リース等契約に基づき、設備を設置して使用する者をいう。</td></tr>
<tr><td>２　第３条第１項の補助事業の範囲</td><td>(1) 補助事業の対象設備
次のア及びイに掲げる設備を設置する事業とする。なお、アに掲げる設備の設置は必須とし、イに掲げる設備の設置は任意とする。
ア 次に掲げる種別ごとの要件を満たす自家消費型再生可能エネルギー発電設備
<table><tr><td>種別</td><td>要件</td></tr><tr><td>太陽光発電</td><td>発電出力（太陽電池モジュールの日本産業規格等に基づく公称最大出力の合計値とパワーコンディショナーの定格出力合計値のいずれか低い方をいい、発電出力に小数点以下の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。以下同じ。）が10kW以上であること。</td></tr><tr><td>風力発電</td><td>単機の発電出力が１kW以上であること。</td></tr><tr><td>水力発電</td><td>発電出力が1,000kW以下であること。</td></tr><tr><td>地熱発電</td><td>特になし</td></tr><tr><td>バイオマス発電</td><td>バイオマス依存率が60パーセント以上であること。</td></tr></table>イ 次に掲げる要件を全て満たす蓄電システム
(ｱ) 補助事業で設置する自家消費型再生可能エネルギー発電設備と併せて設置するものであること。</td></tr>
</table>

	(ｲ) 補助事業を実施する施設において、補助事業で設置する自家消費型再生可能エネルギー発電設備で発電された電力の全部又は一部を充電するとともに、充電した電力を当該施設で消費することが可能であること。 (ｳ) 定置用であること。 (2) 補助事業の要件 補助事業の要件は、次のアからクを満たす事業とする。 ア 全て未使用品であること（ただし、蓄電システムにあっては、電気自動車のリユースバッテリーを使用して製品化した定置用蓄電システムであって、定置用蓄電システムとして製品化された後の使用実績がないものも含む。）。 イ 補助事業で設置する設備から得られた電力を、事業の用に供する部分で使用するものであること。 ウ 補助事業で設置する設備から得られた電力量の50パーセント以上を補助事業者（リース等により実施する場合は、リース等使用者）が消費すること。 エ 補助事業で設置する設備は、神奈川県内に設置し、当該設備から得られた電力を神奈川県内で消費するものであること。 オ 補助事業によって得られる環境価値のうち、発電した電力の消費者に供給を行った電力量に紐づく環境価値を県外に移転させないこと。 カ 補助事業者自らが再生可能エネルギー発電設備を設置する自己所有型又は補助事業者によるリース等によって実施されるものであること。 キ ＦＩＴ（固定価格買取制度）及びＦＩＰ（Feed-in Premium）の認定を受けないものであること。 ク 交付決定を受けた年度内で完了する事業であること（ただし、別に定める神奈川県自家消費型再生可能エネルギー導入費補助金実施要領第６条に基づく事業についてはこの限りでない。）。
３　第３条第２項の補助事業者	補助事業を実施し、かつ、設備を所有する者であって、次の各号に掲げる要件を満たす者とする。 (1) 次に掲げる者のうち、いずれかの者であること。 ア 法人（国及び法人税法（昭和40年法律第34号）第２条第５号に規定する公共法人を除く。以下別表１において同じ。） イ 青色申告を行っている個人事業者 (2) リース等により実施する場合は、補助金の交付を受ける者及び補助事業者はリース等事業者とする。また、リース等事業者が法人、リース等使用者が前号に掲げるいずれかの者であることとし、リース等事業者とリース等使用者が共同で申請を行うこととする。 (3) 前号の場合に、リース等事業者は、リース等使用者から領収するリース料、割賦料、返済額又は電力販売における電力使用料の算定に当たり、元本相当額から補助金相当分を減額しなければならな

<table>
<tr><td></td><td colspan="2">い。</td></tr>
<tr><td>４　第４条の補助対象経費</td><td colspan="2">補助事業を実施するために必要な経費のうち、設備費（設備の購入及び製造等に要する経費）及び設置工事費（設備の設置に要する経費（設備の設置に向けた設計に要する経費を含む。））とする。</td></tr>
<tr><td rowspan="4">５　第４条の補助額の算出方法</td><td colspan="2">設備の種類ごとに、次に掲げる額とする。</td></tr>
<tr><td>種類</td><td>補助額</td></tr>
<tr><td>自家消費型再生可能エネルギー発電設備</td><td>(1)　発電出力に１kW当たり８万円を乗じた額とする。ただし、補助事業者（リース等により実施する場合は、リース等使用者）が中小企業等である場合は、補助対象経費を上限とし、中小企業等でない場合は、補助対象経費又は3,000万円のいずれか低い方を上限とする。
(2)　補助事業者（リース等により実施する場合は、リース等使用者）がかながわ脱炭素チャレンジャーの場合は、発電出力に１kW当たり２万円を乗じた額を上乗せする。ただし、補助対象経費を上限とする。</td></tr>
<tr><td>蓄電システム</td><td>蓄電容量（小数点以下の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。）に１kWh当たり５万円を乗じた額とする。ただし、補助対象経費と500万円のいずれか低い方を上限とする。</td></tr>
<tr><td>６　第６条の交付申請に係る提出書類</td><td colspan="2">(1)　神奈川県自家消費型再生可能エネルギー導入費補助金交付申請書（第１号様式）
(2)　事業計画書（第１号様式別紙１）
(3)　契約を既に締結している場合は、契約書の写し又はこれに代わるもの
(4)　経費の内訳書類
(5)　仕様書
(6)　設置図（機器配置図、システム系統図及び導入する設備から得たエネルギーを消費する施設の単線結線図）
(7)　想定自家消費率計算書（第１号様式別紙２）
(8)　年間の想定発電量及び想定自家消費量を算出したものに加えて、当該様式に記載した各月の電気料金票又はデマンドデータ
(9)　役員等氏名一覧表（第１号様式別紙３）（本様式及び本様式に附属する添付資料については、リース等により実施する場合、リース等事業者及びリース等使用者の双方が提出すること。）
(10)　補助事業者が法人の場合は、当該法人に係る現在事項若しくは履歴事項証明書の写し（発行日から３か月以内のもの）又はこれに代わるもの、個人事業者の場合は、青色申告者であることを証明する書類の直近１年分の写し
(11)　補助額が3,000万円を超え、かつ前号の証明書等で中小企業等であることが確認できない場合は、中小企業等であることが確認でき</td></tr>
</table>

	る書類 (12) リース等により実施する場合は、神奈川県自家消費型再生可能エネルギー導入費補助金共同申請同意書（第１号様式別紙４）及び契約を既に締結している場合はリース等に係る契約書の写し又はこれに代わるもの (13) 補助事業者又はリース等使用者と設備を設置する施設の所有者が異なる場合は、神奈川県自家消費型再生可能エネルギー導入費補助金に係る設置施設に関する同意書（第１号様式別紙５）及び登記事項証明書の写し又はこれに代わるもの（当該施設を新築する場合にあっては、建築確認済証の写し ） (14) 導入する自家消費型再生可能エネルギー発電設備の種類がバイオマス発電の場合は、バイオマス依存率が分かる計算書 (15) その他知事が必要と認めるもの
７　第７条の交付又は不交付の決定に係る様式	補助金の交付を決定したときは、神奈川県自家消費型再生可能エネルギー導入費補助金交付決定通知書（第２号様式）により、不交付を決定したときは、神奈川県自家消費型再生可能エネルギー導入費補助金不交付決定通知書（第３号様式）により通知する。
８　第９条第１項の変更の申請に係る様式	神奈川県自家消費型再生可能エネルギー導入費補助金変更承認申請書（第４号様式）
９　第９条第２項の変更の承認等に係る様式	変更が適当であると認めたときは、神奈川県自家消費型再生可能エネルギー導入費補助金変更承認通知書（第５号様式）により、適当であると認めなかったときは、神奈川県自家消費型再生可能エネルギー導入費補助金変更不承認通知書（第６号様式）により通知する。
10　第９条第３項の中止又は廃止の申請に係る様式	神奈川県自家消費型再生可能エネルギー導入費補助金中止・廃止承認申請書（第７号様式）
11　第９条第４項の中止又は廃止の承認等に係る様式	中止又は廃止が適当であると認めたときは、神奈川県自家消費型再生可能エネルギー導入費補助金中止・廃止承認及び交付決定取消通知書（第８号様式）により、適当であると認めなかったときは、神奈川県自家消費型再生可能エネルギー導入費補助金中止・廃止不承認通知書（第９号様式）により通知する。
12　第11条第１項の補助事業の着手	「補助事業に係る工事に着工した日」又は「補助事業に係る設備が納品された日」のいずれか早い日とする。
13　第11条第２項の補助事業の完了	「設置工事が完了した日」又は「補助事業者が請負業者等に対して補助事業の実施に係る全ての代金の支払いを完了した日」のいずれか遅い日とする。

<table>
<tr><td>14　第12条の状況報告に係る様式</td><td colspan="2">神奈川県自家消費型再生可能エネルギー導入費補助金実施状況報告書（第10号様式）</td></tr>
<tr><td>15　第13条の実績報告に係る書類</td><td colspan="2">(1)　神奈川県自家消費型再生可能エネルギー導入費補助金実績報告書（第11号様式）
(2) 事業報告書（第11号様式別紙１）
(3) 仕様等を、交付決定額にその20パーセントを超える影響がない範囲で変更した場合（ただし、第９条に定める変更の申請時に変更した内容は除く。）は、神奈川県自家消費型再生可能エネルギー導入費補助金仕様変更報告書（第11号様式別紙２）及び変更に係る書類
(4) 補助金振込先の口座名義人（フリガナ）、金融機関名、店名、預金の種類及び口座番号が記載されている部分の通帳等の写し（補助金振込先は、補助事業者名義の口座に限る。）
(5) 申請時に契約書等を提出していない場合は、契約書の写し又はこれに代わるもの
(6) 国等の補助金等の交付を受けた場合は、交付額が分かる書類
(7) 納品及び工事完了を証する書類
(8) 支出を証する書類
(9) 完成写真
(10) 型式及び製造番号が明記された出荷証明書の写し等
(11) リース等により実施し、申請時にリース等の契約書を提出していない場合は、リース等の契約書の写し
(12) 需要地から離れた場所に設備を設置し、発電したエネルギーを託送する場合は、託送供給に関する契約書の写し又は電力会社との協議内容が分かる書類等
(13) 補助事業者自身、100パーセント同一の資本に属するグループ企業又は補助事業者の関係会社からの調達（工事等を含む。）がある場合は、利益等の排除に関する書類
(14) その他知事が必要と認めるもの</td></tr>
<tr><td>16　第14条の補助金の額の確定に係る様式</td><td colspan="2">神奈川県自家消費型再生可能エネルギー導入費補助金交付額確定通知書（第12号様式）</td></tr>
<tr><td rowspan="3">17　第17条第２項の知事が定める財産の種類及び期間</td><td>財産の種類</td><td>期間</td></tr>
<tr><td>自家消費型再生可能エネルギー発電設備</td><td>10年</td></tr>
<tr><td>蓄電システム</td><td>６年</td></tr>
<tr><td>18　第17条第３項の財産処分に係る様式</td><td colspan="2">神奈川県自家消費型再生可能エネルギー導入費補助金財産処分等承認申請書（第13号様式）</td></tr>
<tr><td>19　第17条第４項の財産処分</td><td colspan="2">処分等が適当であると認めたときは、神奈川県自家消費型再生可能エネルギー導入費補助金財産処分等承認通知書（第14号様式）によ</td></tr>
</table>

の承認等に係る様式	り、適当であると認めなかったときは、神奈川県自家消費型再生可能エネルギー導入費補助金財産処分等不承認通知書（第15号様式）により通知する。
20　第21条の県への協力事項	自家消費型再生可能エネルギー発電設備等の普及促進を図るために県が実施する取組に協力しなければならない。

別表１　第１号様式（第６条関係）

神奈川県自家消費型再生可能エネルギー導入費補助金交付申請書

令和　　年　　月　　日

神奈川県知事　殿

申請者　　郵便番号　〒　　－

住所　　都道府県

名称

代表者の職名・氏名

神奈川県自家消費型再生可能エネルギー導入費補助金の交付を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

１　補助事業の目的及び内容

事業計画書のとおり

２　補助事業の着手及び完了の予定期日

事業計画書のとおり

３　交付申請額（千円未満切捨て）

円

４　利益等の排除について

補助事業者自身、100パーセント同一の資本に属するグループ企業又は補助事業者の関係会社から調達（工事等を含む。）	選択してください

※有の場合は、実績報告時に利益等の排除に関する書類を提出すること。

５　誓約事項

次の全ての事項について誓約します。　※内容を確認の上、すべてチェックすること。

☑	誓約事項
☐	要綱第３条第２項に定める要件を全て満たしています。
☐	暴力団又は暴力団員でないことを確認するため、役員等氏名一覧表（第１号様式別紙３）に記載した情報を神奈川県警察本部に照会することについて同意します。
☐	本補助事業の要綱、要領、手引等の内容を理解し、同意した上で申請します。また、要件を満たさないことが判明した時点で、交付の決定の全部又は一部が取り消されることもあり得ることを承知しています。
☐	第三者が申請書等を作成又は県に申請書等を提出する行為が見られた場合、補助の対象とならないことを理解した上で、申請者自らが申請書等を作成し、県に提出します。
☐	県内市町村が実施する事業者向け脱炭素支援施策の参考とするため、補助事業実施場所の市町村に、交付申請書等の記載内容を提供することに同意します。
☐	申請者自身の脱炭素化の取組を促進するために、脱炭素化に関する相談事業を実施する（公財）神奈川産業振興センターに交付申請書等の記載内容を提供することに同意します。また、（公財）神奈川産業振興センターがフォローアップの必要性があると判断した場合は、助言を受けることに同意します。

別表１　第１号様式別紙１

事業計画書

１　補助事業の目的

県内において、２のとおり自家消費型再生可能エネルギー発電設備等を導入し、発電した電力については、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法第９条第１項の認定に係る発電に用いることなく、県内の施設で、消費電力の一部として使用すること。

２　自家消費型再生可能エネルギー発電設備等の種類

発電設備の種類		選択してください	
太陽光パネルの容量／ パワーコンディショナーの容量		kW	kW
蓄電システムの設置／蓄電容量		選択してください	kWh
設置場所	所在地		
	施設名称／ 設置箇所		選択してください
	所有者名		
発電電力の消費者 ※申請者と異なる場合は記載。			
発電電力の消費場所 ※設置場所と 異なる場合は記載。	所在地		
	施設名称		

３　中小企業等の区分

申請者（リース等で実施する場合は、リース等使用者）は、神奈川県産業・業務部門脱炭素推進事業費補助金交付要綱第２条第７号の中小企業等に該当しますか。	選択してください

４　かながわ脱炭素チャレンジ中小企業認証制度

※かながわ脱炭素チャレンジャーは補助金交付額が１kW当たり２万円上乗せされます。交付額が決定した後に、上乗せ分を申請することはできません。

かながわ脱炭素チャレンジ中小企業 認証制度の認証及び申請の有無	選択してください
【申請する人のみ】 かながわ脱炭素チャレンジャーの認証期間中は、毎年度の 実績報告、認証内容変更時の届出等、所定の手続きが必要です。	選択してください

５　補助対象経費等の内訳

経費の区分	金額（税抜）
自家消費型再生可能エネルギー 発電設備	円
蓄電システム	円
補助対象外経費	円
経費合計	0　円

※補助事業者自身、100パーセント同一の資本に属するグループ企業又は補助事業者の関係会社から調達（工事等を含む。）する場合は、利益等排除して算出すること。

６　交付申請額

自家消費型再生可能エネルギー発電設備	kW　×　80,000　円　＝	円
蓄電システム	kWh　×　50,000　円　＝	円
【再エネ設備上限】 補助対象経費／中小企業等でない場合、上限3,000万円		円
【蓄電システム上限】 補助対象経費／上限500万円		円
交付申請額	再エネ　0　＋　蓄電システム　0　＝　合　計	0　円

７　国・市町村の補助金の申請・交付状況

区分	補助額	備考
県補助金	0　円	補助金交付申請額
国補助金	円	補助金名称:
市町村補助金	円	補助金名称:
合計	0　円	

８　補助事業の着手及び完了の予定日

工事着工予定日	工事完了予定日	支払完了予定日
令和　年　月　日	令和　年　月　日	令和　年　月　日

９　申請者・共同申請者の情報

		申請者	共同申請者①
法人名			
代表者職名・氏名			
業種	大分類	選択してください	選択してください
	中分類	選択してください	選択してください
資本金		円	円
従業員数		人	人
部署名・役職			
担当者名			
担当部署の所在地		〒　－	〒　－
電話番号			
メールアドレス			

申請に係る担当者は申請者の従業員等ですか。 （工事施工の担当者等は認められません。）	選択してください

別表１　第１号様式別紙２

想定自家消費率計算書

	想定発電量Ａ	想定自家消費量Ｂ	現在の電気使用量Ｃ（実績値）＊
１月	kWh	kWh	kWh
２月	kWh	kWh	kWh
３月	kWh	kWh	kWh
４月	kWh	kWh	kWh
５月	kWh	kWh	kWh
６月	kWh	kWh	kWh
７月	kWh	kWh	kWh
８月	kWh	kWh	kWh
９月	kWh	kWh	kWh
10月	kWh	kWh	kWh
11月	kWh	kWh	kWh
12月	kWh	kWh	kWh
年間	0 kWh	0 kWh	0 kWh

＊新築等の場合、現在の電気使用量Ｃについては、設置予定設備の電気使用量をｼﾐｭﾚｰｼｮﾝするか、近似する施設の電気使用量を参考にするなどして記載してください。

ｼﾐｭﾚｰｼｮﾝに基づく年間自家消費率（Ｂ/Ａ）		%
［参考］	想定発電量Ａと電気使用量Ｃの比較	Ａ　≦　Ｃ

自家消費要件	

※12か月分の想定発電量Aと想定自家消費量Bの入力後に適合か判定が出ます

※自家消費率は、原則「年間想定自家消費量（B）」÷「年間想定発電量（A）」で算出
※自家消費要件は、自家消費率が50%以上の場合「適合」と表示

想定自家消費量の算出に係る確認事項

□	発電量及び自家消費量を12か月分シミュレーションしたものを提出します。
□	算出にあたり稼働日、休業日を考慮しました。
□	【既存の発電設備がある場合】 既存の発電設備分を加味して想定発電量及び想定自家消費量を算出しました。（容量は小数点以下切捨で記入） 太陽光パネルの容量　　kW ／ パワーコンディショナーの容量　　kW

想定自家消費量の算出に係る添付書類　※どちらかにチェックを入れてください。

□	四季ごとの稼働日、休業日における24時間の自家消費量を示したグラフを提出します。
□	【上記のグラフを提出できない場合】 対応について、手引きを確認しました。

別表１　第１号様式別紙３

役員等氏名一覧表

No.	役職名	名称・氏名カナ	名称・氏名漢字	生	年	月	日	性別	住所	
									都道府県	
1										
2										
3										
4										
5										
6										
7										
8										
9										
10										
11										
12										

別表１　第１号様式別紙４

神奈川県自家消費型再生可能エネルギー導入費補助金共同申請同意書

令和　　年　　月　　日

神奈川県知事　殿

共同申請者　郵便番号　〒　　－

住所

名称

代表者の職名・氏名

次の同意事項の内容に同意し、申請内容に間違いがないことを確認しています。

区分	法人名又は氏名	
申請者（リース等事業者）	法人名	
	代表者の職名・氏名	
共同申請者（リース等で設置する設備の使用者）	法人名	
	代表者の職	

【同意事項】

１　リース等事業者及び補助事業で設置する設備の使用者が暴力団又は暴力団員でないことを確認するため、役員等氏名一覧表（第１号様式別紙３）に記載した情報を神奈川県警察本部に照会します。

２　交付決定の結果については、リース等事業者に通知します。

３　補助金はリース等事業者に交付されますが、リース等事業者が補助事業で設置する設備の使用者から領収するリース料、割賦料、返済額又は電力販売における電力使用量の算定に当たり、元本相当額から補助金相当分を減額することを要します。

４　リース等事業者及び補助事業で設置する設備の使用者が、補助金交付後取得財産を処分しようとするときは、リース等事業者はあらかじめ知事の承認を得る必要があります。また、知事の承認を得て処分した場合、リース等事業者に対して、補助金の全部又は一部に相当する金額の納付を命ずることがあります。

別表１　第１号様式別紙５

神奈川県自家消費型再生可能エネルギー導入費補助金に係る
設置施設に関する同意書

令和　　年　　月　　日

神奈川県知事　殿

施設所有者　郵便番号　〒　　－

住所

名称

代表者の職名・氏名

次の同意事項の内容に同意し、申請内容に間違いがないことを確認しています。

区分	法人名又は氏名	
申請者	法人名	
	代表者の職名・氏名	
共同申請者	法人名	
	代表者の職名・氏名	
補助対象設備を設置する施設の所有者	法人の場合	
	法人名	
	代表者の職名・氏名	
	個人の場合	
	氏名	

【同意事項】

１　神奈川県産業・業務部門脱炭素推進事業費補助金交付要綱の趣旨を理解し、補助事業の実施に協力します。

２　補助対象設備を次の施設に設置することに同意します。

設置場所所在地
施設等名称

別表１　第２号様式（第７条関係）

神奈川県自家消費型再生可能エネルギー導入費補助金交付決定通知書

第　　号
年　　月　　日

様

神奈川県知事
（公　印　省　略）

年　　月　　日付けで申請のあった神奈川県自家消費型再生可能エネルギー導入費補助金の交付については、補助金の交付等に関する規則（昭和45年神奈川県規則第41号。以下「規則」という。）第４条第１項の規定により次のとおり決定したので、規則第６条の規定により通知します。

１　補助金額　　円

２　補助条件

(1)　この補助金の対象となる事業は、　　年　　月　　日付けで申請のあった神奈川県自家消費型再生可能エネルギー導入費補助金に係る事業とし、その内容は申請のとおりとします。また、知事が別に定める期日までに事業を完了しなければなりません。

(2)　補助事業の内容を変更しようとする場合は、速やかに知事の承認を受けなければなりません。ただし、交付決定額にその20パーセントを超える影響を及ぼすことがない変更及びかながわ脱炭素チャレンジ中小企業認証制度の認証結果による変更についてはこの限りではありません。また、交付決定後に補助事業の内容の変更に伴う補助金の額の増額はできません。

(3)　補助事業を中止し、又は廃止しようとする場合は、速やかに知事の承認を受けなければなりません。

(4)　補助事業が事業完了予定期日までに完了する見込みのない場合若しくは完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに知事に報告し、その指示を受けなければなりません。

(5)　補助事業により取得し、又は効用の増加した財産は、補助事業の完了後においても善良な管理者の注意を持って適正に管理するとともに、補助金の交付の目的に従ってその効率的な運用を図らなければなりません。

(6)　自家消費型再生可能エネルギー発電設備等の普及促進を図るために県が実施する取組に協力しなければなりません。

(7)　次の場合、この補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことがあります。また、取り消した部分に係る補助金を返還させ、補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額）につき年10.95パーセントの割合で計算した加算金を徴収します。補助事業者は、補助金の返還を命ぜられ、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、そ

の未納付額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額）につき年10.95パーセントの割合で計算した延滞金を県に納付しなければなりません。

ア　偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。

イ　補助金を他の用途に使用したとき。

ウ　補助金の交付の決定の内容若しくはこれに付した条件又は法令若しくはこれに基づく知事の指示若しくは命令に違反したとき。

エ　補助事業の実施に関して不正、怠慢その他不適当な行為を行ったとき。

(8)　この補助金は、実績報告書に基づき交付すべき補助金の額を確定した後に精算交付します。

(9)　その他規則及び神奈川県産業・業務部門脱炭素推進事業費補助金交付要綱の定めるところに従わなければなりません。

3　この補助金に係る実績報告は、知事が別に定める期日までに提出しなければなりません。

4　この補助金に係る状況報告は、知事が別に定める期日までに提出しなければなりません。ただし、同期日までに３の実績報告を行った場合は、行う必要はありません。

5　補助事業により設置した設備については、次の期間内に補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取り壊し、又は廃棄する場合（以下「処分」という。）は、知事の承認が必要になります。また、知事の承認を得て処分した場合、補助金の全部又は一部に相当する金額の納付を命ずることがあります。

設備の種類	期間
自家消費型再生可能エネルギー発電設備	10年
蓄電システム	６年

6　補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出についての証拠書類を整備保管しておかなければなりません。また、帳簿及び証拠書類は、当該補助事業の完了の日の属する県の会計年度の翌年度から５の期間が経過するまで保存しなければなりません。また、保存期間が満了しない間に法人を解散させる場合は、その権利義務を承継する者（権利義務を承継する者がいない場合は知事）に帳簿及び証拠書類を引き継がなければなりません。

7　次のいずれかに該当する場合は、速やかに文書をもってその旨を知事に届け出なければなりません。

(1)　個人にあっては、住所又は氏名を変更したとき。

(2)　法人その他団体にあっては、所在地、名称又は代表者を変更したとき。

8　この補助金の交付の決定の内容又は条件に不服のあるときは、この交付決定通知書を受理した日から起算して10日を経過した日までに申請の取下げをすることができます。

別表１　第３号様式（第７条関係）

神奈川県自家消費型再生可能エネルギー等導入費補助金不交付決定通知書

第　　号
年　　月　　日

様

神奈川県知事
（公　印　省　略）

年　　月　　日付けで申請のあった神奈川県自家消費型再生可能エネルギー導入費補助金については、次の理由により交付しないこととしたので、神奈川県産業・業務部門脱炭素推進事業費補助金交付要綱第７条の規定により通知します。

（交付しない理由）

別表１　第４号様式（第９条関係）

神奈川県自家消費型再生可能エネルギー導入費補助金変更承認申請書

年　月　日

神奈川県知事　殿

申請者　郵便番号　〒　－

住所

名称

代表者の職名・氏名

年　月　日付け 環総第　号で交付決定を受けた神奈川県自家消費型再生可能エネルギー導入費補助金に係る事業について、次のとおり変更したいので、承認を受けたく、関係書類を添えて申請します。

１　交付申請額（千円未満切捨て）
変更前　円　　変更後　円

２　変更の内容

	変更前		変更後	
補助事業の内容				
自家消費型再生可能エネルギー発電設備		kW		kW
蓄電システム		kWh		kWh

３　変更の理由

別表１　第５号様式（第９条関係）

神奈川県自家消費型再生可能エネルギー導入費補助金変更承認通知書

第　　号
年　　月　　日

様

神奈川県知事
（公　印　省　略）

年　　月　　日付けで変更承認申請のあった神奈川県自家消費型再生可能エネルギー導入費補助金の交付については、補助金の交付等に関する規則（昭和45年神奈川県規則第41号。以下「規則」という。）第４条第１項の規定により次のとおり決定したので、規則第６条の規定により通知します。

１　補助金額

既決定額	円
今回変更交付決定額	円

２　補助条件

(1)　この補助金変更の対象となる補助事業の内容は、　　年　　月　　日付けで申請のあった神奈川県自家消費型再生可能エネルギー導入費補助金変更交付承認申請書記載のとおりとします。

(2)　この補助金の変更交付決定に伴う補助金は、実績報告書に基づき交付すべき補助金の額を確定した後に精算交付します。

(3)　この補助金の変更交付決定の内容又は条件に不服のあるときは、この変更交付決定通知書を受理した日から起算して10日を経過した日までに申請の取下げをすることができます。

(4)　その他の交付条件については、　　年　　月　　日付け　　第　　号神奈川県自家消費型再生可能エネルギー導入費補助金交付決定通知書のとおりとします。

別表１　第６号様式（第９条関係）

神奈川県自家消費型再生可能エネルギー導入費補助金変更不承認通知書

第　　号
年　　月　　日

様

神奈川県知事
（公　印　省　略）

年　　月　　日付けで変更承認申請のあった神奈川県自家消費型再生可能エネルギー導入費補助金に係る事業については、次の理由により承認しないこととしたので、神奈川県産業・業務部門脱炭素推進事業費補助金交付要綱第９条第２項の規定により通知します。

（承認しない理由）

別表１　第７号様式（第９条関係）

神奈川県自家消費型再生可能エネルギー導入費補助金中止・廃止承認申請書

年　月　日

神奈川県知事　殿

申請者　郵便番号　〒　－

住所

名称

代表者の職名・氏名

年　月　日付け 環総第　号で交付決定を受けた神奈川県自家消費型再生可能エネルギー導入費補助金に係る事業について、次のとおり中止・廃止したいので、承認を受けたく、関係書類を添えて申請します。

１　中止・廃止の内容

２　中止・廃止の理由

別表１　第８号様式（第９条関係）

神奈川県自家消費型再生可能エネルギー導入費補助金
中止・廃止承認及び交付決定取消通知書

第　　号
年　　月　　日

様

神奈川県知事
（公　印　省　略）

年　　月　　日付けで中止・廃止承認申請のあった神奈川県自家消費型再生可能エネルギー導入費補助金に係る事業については、承認することとし、補助金の交付の決定を取り消したので、神奈川県産業・業務部門脱炭素推進事業費補助金交付要綱第９条第４項の規定により通知します。

別表１　第９号様式（第９条関係）

神奈川県自家消費型再生可能エネルギー導入費補助金
中止・廃止不承認通知書

第　　号
年　　月　　日

様

神奈川県知事
（公　印　省　略）

年　　月　　日付けで中止・廃止承認申請のあった神奈川県自家消費型再生可能エネルギー導入費補助金に係る事業については、次の理由により承認しないこととしたので、神奈川県産業・業務部門脱炭素推進事業費補助金交付要綱第９条第４項の規定により通知します。

（承認しない理由）

別表１　第10号様式（第12条関係）

神奈川県自家消費型再生可能エネルギー導入費補助金実施状況報告書

年　　月　　日

神奈川県知事　殿

申請者　　郵 便 番 号
所在地・住所

名　称

代表者の職名・氏名

　　年　　月　　日付け　　第　　号で交付決定を受けた神奈川県自家消費型再生可能エネルギー導入費補助金に係る事業の　　年　　月　　日現在における実施状況について、次のとおり報告します。

１　補助事業の執行状況

２　補助対象経費の執行状況

別表１　第11号様式（第13条関係）

神奈川県自家消費型再生可能エネルギー導入費補助金実績報告書

令和　　年　　月　　日

神奈川県知事　殿

申請者　郵便番号　〒　　－

住所　都道府県

名称

代表者の職名・氏名

令和　　年　　月　　日付け環総第　　号で交付決定を受けた神奈川県自家消費型再生可能エネルギー導入費補助金に係る事業の実績について、関係書類を添えて報告します。

（補助金振込先）

口座名義人	（フリガナ）	
金融機関名	コード	
	名称	
店名	コード	
	名称	
預金の種類	選択してください	
口座番号		

別表１　第11号様式別紙１

事業報告書

１　自家消費型再生可能エネルギー発電設備等の種類

発電設備の種類		選択してください		
太陽光パネルの容量／パワーコンディショナーの容量		kW		kW
蓄電システムの設置／蓄電容量		選択してください		kWh
設置場所	所在地			
	施設名称／設置箇所		選択してください	
	所有者名			
発電電力の消費者 ※申請者と異なる場合は記載。				
発電電力の消費場所 ※設置場所と異なる場合は記載。	所在地			
	施設名称			

２　かながわ脱炭素チャレンジ中小企業

かながわ脱炭素チャレンジ中小企業認証制度の認証の有無 ※認証を受けている場合は、交付日と認証番号を記載してください。	無
	交付日　令和　　年　　月　　日（第　　号）

３　補助対象経費等の支出状況

経費の区分	金額（税抜）
自家消費型再生可能エネルギー発電設備	円
蓄電システム	円
補助対象外経費	円
経費合計	0　円
補助金交付決定額	円
補助金所要額	円

※補助金所要額（精算額）は、交付決定額を超えることはできません。
※補助事業者自身、100パーセント同一の資本に属するグループ企業又は補助事業者の関係会社から調達（工事等を含む。）する場合は、利益等排除して算出すること。

４　国・市町村の補助金の申請・交付状況

区分	補助額	備考
県補助金	円	補助金交付申請額
国補助金	円	補助金名称:
市町村補助金	円	補助金名称:
合計	円	

※交付額が分かる書類（交付決定通知書の写し等）を併せて提出してください。

５　補助事業の着手及び完了の日

工事着工予定日	工事完了予定日	支払完了予定日
令和　　年　　月　　日	令和　　年　　月　　日	令和　　年　　月　　日

別表１　第11号様式別紙２

神奈川県自家消費型再生可能エネルギー導入費補助金仕様変更報告書

令和　　年　　月　　日

神奈川県知事　殿

申請者　　郵便番号　〒　　－

住所　　都道府県

名称

代表者の職名・氏名

令和　　年　　月　　日付け環総第　　号で交付決定を受けた神奈川県自家消費型再生可能エネルギー導入費補助金に係る事業において、仕様等の変更がありましたので、次のとおり報告します。

１　交付申請額

円

２　変更の内容

	変更前	変更後
補助事業の内容		

３　変更の理由

別表１　第12号様式（第14条関係）

神奈川県自家消費型再生可能エネルギー導入費補助金交付額確定通知書

第　　号
年　　月　　日

様

神奈川県知事
（公　印　省　略）

神奈川県自家消費型再生可能エネルギー導入費補助金交付決定通知（　　年　　月　　日付け　　第　　号）により交付決定した補助金については、　　年　　月　　日付けで提出された神奈川県自家消費型再生可能エネルギー導入費補助金実績報告書に基づき、交付額を　　円に確定したので、神奈川県産業・業務部門脱炭素推進事業費補助金交付要綱第14条第１項の規定により通知します。

（変更する理由）

別表１　第13号様式（第17条関係）

神奈川県自家消費型再生可能エネルギー導入費補助金財産処分等承認申請書

年　　月　　日

神奈川県知事　殿

申請者　　郵 便 番 号
所在地・住所

名　称

代表者の職名・氏名

年　　月　　日付け　　第　　号で交付決定を受けた神奈川県自家消費型再生可能エネルギー導入費補助金に係る事業により取得した財産について、下記理由により処分等を行うため、承認を受けたく、関係書類を添えて申請します。

１　処分等を行う財産

２　処分等の内容

３　処分等の理由

別表１　第14号様式（第17条関係）

神奈川県自家消費型再生可能エネルギー導入費補助金
財産処分等承認通知書

第　　号
年　　月　　日

様

神奈川県知事
（公　印　省　略）

年　　月　　日付けで申請のあった財産の処分等については、次のとおり承認することとしたので、神奈川県産業・業務部門脱炭素推進事業費補助金交付要綱第17条第４項の規定により通知します。

１　処分等を行う財産

２　処分等の内容

３　承認の条件
(1)　処分等が完了した場合は、速やかに別紙の報告書、処分等の完了を証する書類の写し及び売却金額が分かる書類の写しを提出すること。
(2)　処分等の完了後に別途通知する補助金に相当する額を納付すること。

注　承認の条件を満たさない場合には、承認を取り消す場合があります。

別表１　第15号様式（第17条関係）

神奈川県自家消費型再生可能エネルギー導入費補助金
財産処分等不承認通知書

第　　号
年　　月　　日

様

神奈川県知事
（公　印　省　略）

年　　月　　日付けで申請のあった財産の処分等については、次の理由により承認しないこととしたので、神奈川県産業・業務部門脱炭素推進事業費補助金交付要綱第17条第４項の規定により通知します。

（承認しない理由）